

掲示文兼入札説明書 【電子入札対象案件】

独立行政法人都市再生機構中部支社の「R7-美浜町運動公園施設整備工事」に係る入札等については、この掲示文兼入札説明書によるものとする。

1 掲示日 令和7(2025)年6月24日(火)

2 発注者 独立行政法人都市再生機構中部支社 支社長 竹内 英雄
〒460-8484 名古屋市中区栄四丁目1番1号

3 工事概要

- (1) 工事名 R7-美浜町運動公園施設整備工事
- (2) 工事場所 愛知県知多郡美浜町大字奥田字奥田前他
- (3) 工事内容 設計図書参照
- (4) 工期 令和7年(2025)9月12日(予定)～令和8(2026)年3月10日まで

(5) 工事実施形態

- ① 本工事は、申請時に「企業の施工実績」について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（施工実績確認型（技術提案なし）、タイプA）の工事である（なお、本工事は、「独立行政法人都市再生機構における総合評価方式実施ガイドライン（土木・造園工事）令和6年3月」を適用するものとする。）。
 - ② 本工事は、当機構と美浜町との間で今後締結予定の協定に基づくものであり、契約までに協定締結できない場合、当公募を取りやめる場合がある。当公募の取り止めについての通知は申し込みを行った者に対して行う。当該の公募の取り止めに伴い発生する損害についていかなる賠償責任も当機構は負わない。
 - ③ 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、4週8閉所を達成するよう工事を実施する「4週8閉所促進工事（発注者指定方式）」の工事である。実施方法の詳細については現場説明書の記載による。
 - ④ 本工事は、女性の活躍推進に向けた調達における取組に基づき実施される、ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する試行工事である。
 - ⑤ 本工事においては、申請書及び資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難しいものは、中部支社総務部経理課へ承諾願を提出の上、承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は、当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできる。）
 - ⑥ 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨工事の試行対象である。なお、実施方法等については、現場説明書の記載によるものとする。
- (6) 設計図面及び現場説明書等（CD-Rデータ）の交付方法及び期間
設計図面及び現場説明書等は、CD-Rデータにより無償にて交付する。ただし、発送に係る費用は、交付希望者の負担とする。交付を希望する場合は、**別添1**「図面等交付申込書」を下記の受付期間中にFAXにて送付し、申し込むこと。FAX受領日より、3営業日後までに到着するように「株式会社ヤマイチテクノ」から着払い便にて発送する（土曜日、日曜日及び祝

日は、営業日として数えない)。3営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。

F A X受付期間： 令和7年6月24日（火）から令和7年7月9日（水）まで
ただし、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで

F A X番号等： 独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部経理課
F A X：052-238-9277
T E L：052-238-9113

4 競争参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構中部地区における令和7・8年度の一般競争参加資格について、「造園工事A等級」又は「造園工事B等級」の認定を受けていること。共同企業体の構成員については、2者以内とし、「造園工事B等級」の組合せ、もしくは「造園工事A等級」と「造園工事B等級」の認定を受けている者の組合せとする。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部支社長（以下「支社長」という。）が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再審査により、造園工事A等級又はB等級の再認定を受けていること。）。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成22年4月1日以降に元請けとして施工を完了したものの内、次の1)、2)のうちいずれかの条件を満足する同種工事の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
 - 1) 公的機関※1が発注した既成市街地※2において、「基盤整備」「造園工事」の2工事区分を複合的に施工した造園工事であること
 - 2) R C造又はS R C造の居住中の共同住宅の敷地内における「基盤整備」「施設整備」の2工事区分を複合的に施工した造園工事であること施工実績として認定する発注機関については、公的機関※1及び民間のいずれも可とする。経常建設共同企業体の場合、すべての構成員が上記の実績を満たすこと。
※1「公的機関」とは、国、地方公共団体、独立行政法人、又は地方公共団体が設立した公社をいう。
※2「既成市街地」とは、施工地域が人口集中地域（D I D地区）及びこれに準ずる地域をいう。なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上で、その全体が5,000人以上となっている地域をいう。
- (5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、配置予定技術者という。）を当該工事に配置できること。
ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。

本工事における専任義務の期間については、工場製作期間を除き、現場着手以降として差し支えない。

また、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事（原則として2件程度）を管理することが出来る。

- ① 1級造園施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。
 - ・技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」又は「森林土木」とするものに限る。）の資格を有する者
 - ・これらと同等以上の資格を有する者と大臣が認定した者
- ② 平成22年4月1日以降に、担当技術者として4(4)の同種工事の1)又は2)を1件以上実績として有すること。なお、実績とする同種工事の着手時点で①の資格を有すること。また、実績とする同種工事の担当として着手から完了までの全ての期間に従事していること。これらを証明できる書類を添付すること。
- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
- ④ 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的雇用関係とは申請書、資料及び見積価格書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。なお、被保険者証の写しを提出する場合は、あらかじめ記号・番号等を油性マーカーで塗りつぶすこと。
- ⑤ 配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができる。ただし、その場合3名を限度とする。
- ⑥ 実際の施工にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。特別な場合において、やむを得ず変更する場合、上記①から④の基準を満たす技術者を配置すること。
- (6) 地理的条件において以下の要件を満たす者であること。

愛知県、岐阜県、三重県、静岡県に建設業法の許可を受けた本店、支店又は営業所を設置していること。
- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (8) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。
- (9) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと。※定義については、当機構ホームページ (<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>) に掲載。
- (10) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(11) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該業務を履行していない建設業者でないこと。

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

5 設計業務等の受注者等

(1) 4(10)の「工事に係る設計業務等の受注者」とは、次に掲げる者である。

- ・住所：岡山県岡山市北区津島京町3-1-21
会社名：株式会社エイト日本技術開発
- ・住所：愛知県豊田市美里二丁目17番地の5
会社名：早川都市計画株式会社

(2) 4(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当するものである。

- ① 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 総合評価に関する事項

(1) 入札参加者は「価格」及び「施工実績」をもって入札するものとし、入札価格が予定価格の制限範囲内である者のうち、下記(2)によって得られる評価値の最も高い者を落札者とする。また、評価値の最も高い者が2名以上ある時は、電子くじにより落札者となるべき者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 評価値は、価格評価点、技術評価点を合算した数値とし、技術評価点の算出は、各々の評価項目における評価点を合算した数値に、設定した最大加算点となるように比例配分により算出する。なお、技術評価点の最高点数は30点とする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

価格評価点 = $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

技術評価点 = 施工実績の評価点

(3) 技術評価点の対象となる評価項目は以下のとおり。

1) 施工実績（最大30点）

(i) 企業の施工実績

(ii) 配置予定技術者の施工実績

○総合評価項目、評価基準及び配点

(i)企業の施工実績

評価項目		評価基準	配点	得点
企業の 施工 実績	過去15年間の、(1) 公的機関が発注した既成市街地における「基盤整備」「施設整備」の2工事区分を複合的に施工した造園工事、または(2) R C造又はS R C造の居住中の共同住宅の敷地内における「基盤整備」「施設整備」の2工事区分を複合的に施工した造園工事の施工経験の有無	実績が5件以上あり	5	/5
		実績が2件以上あり	2	
		実績が1件のみ(入札参加資格と同等)	0	
	過去3年間(令和4年4月1日から揭示日まで)の当機構造園工事(注1)国交省各地整等の造園工事における優良工事表彰の有無	当機構の表彰実績あり	5	/5
		国交省の表彰実績あり(局長表彰)	3	
		県又は政令指定都市の表彰あり	3	
		表彰の実績なし	0	
	過去3年間(令和4年4月1日から揭示日まで)の当機構造園工事(注1)における工事成績評定の平均点(注3)	■:81点(□:76点)以上	5	/5
		■:79点(□:74点)以上、■:81点(□:76点)未満	3	
		■:77点(□:72点)以上、■:79点(□:74点)未満	2	
		■:75点(□:70点)以上、■:77点(□:72点)未満	1	
		■:75点(□:70点)未満(実績なしを含む)	0	
	I S O認証取得状況及び企業の地球環境配慮への取組み(注4)	以下の項目について2つ以上該当 ・ISO9001又はISO14001認証取得あり ・環境報告書の公表 ・社会貢献活動に係る取組みの公表(SDGsの取組みの公表を含む)	5	/5
		以下の項目について1つ該当 ・環境報告書の公表 ・社会貢献活動に係る取組みの公表(SDGsの取組みの公表を含む)	2.5	
		上記以外	0	
社会・地域 貢献 度等	過去2年間(令和5年4月1日から揭示日まで)の当機構における街づくり事業等への貢献表彰実績の有無(注5)	表彰が複数件あり	5	/5
		表彰があり	2	
		表彰がなし	0	
	地元企業(注6)の活用状況	当該工事で地元企業を1次下請として活用予定あり。	5	/5

		当該工事で地元企業の1次下請活用なし		0	
ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する認定の有無（注7）	女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）等	プラチナえるぼし※1		5	/5
		えるぼし3段階目※2		4	
		えるぼし2段階目※2		3	
		えるぼし1段階目※2		2	
		行動計画※3		1	
	次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）	プラチナくるみん※4		5	
		くるみん R4.4.1以降の基準※5 H29.4.1～R4.3.31までの基準※6 トライくるみん※7		3	
		くるみん H29.3.31までの基準※8		2	
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		4			
上記認定のいずれの認定も受けていない		0			

（ii）配置予定技術者の施工実績

評価項目	評価基準	配点	得点
過去15年間の、（1）公的機関が発注した既成市街地における「基盤整備」「施設整備」の2工事区分を複合的に施工した造園工事、または（2）RC造又はSRC造の居住中の共同住宅の敷地内における「基盤整備」「施設整備」の2工事区分を複合的に施工した造園工事の施工経験の有無	同種工事で主任（監理）技術者、現場代理人又は、担当技術者としての経験が3件以上あり	5	/5
	同種工事で主任（監理）技術者、現場代理人又は、担当技術者としての経験が2件以上あり	2	
	同種工事で主任（監理）技術者、現場代理人又は、担当技術者としての経験が1件のみ	0	
過去3年間（令和4年4月1日から掲示日まで）に従事した当機構造園工事（注1）、国交省各地整等の造園工事における優良工事表彰の有無（注2）	主任（監理）技術者または現場代理人として当機構の表彰工事に従事した実績あり	10	/10
	配置技術者として当機構の表彰工事に従事した実績あり	5	
	主任（監理）技術者または現場代理人として国交省の表彰工事に従事した実績あり（局長表彰）	5	
	主任（監理）技術者又は現場代理人として県又は	3	

	政令指定都市の表彰工事に従事した実績あり		
	表彰工事に従事した実績なし	0	
過去3年間（令和4年4月1日から掲示日まで）に従事した当機構造園工事（注1）における工事成績評定の平均点（注2、3）	■：81点（□：76点）以上	10	／10
	■：79点（□：74点）以上、■：81点（□：76点）未満	7	
	■：77点（□：72点）以上、■：79点（□：74点）未満	4	
	■：75点（□：70点）以上、■：77点（□：72点）未満	2	
	■：75点（□：70点）未満（実績なしを含む）	0	
継続教育（CPD）の取組状況（注8）	団体推奨単位数以上を取得	5	／5
	団体推奨単位数の70%以上を取得	2	
	団体推奨単位数の70%未満の取得	0	

評価点小計（上記得点の計）	／65
加算点（評価点計×30/65）	／30

※配置予定技術者の実績については、本工事において監理技術者として配置を予定する技術者の実績をもって評価する。

（注1）当機構造園工事とは、当機構が発注した工事種別「造園」の工事である。

（注2）優良表彰工事、工事成績評定における配置予定技術者の従事した実績は、担当技術者（1級造園施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者）以上で当該工事における過半以上の従事期間であること。

（注3）過去3年間の成績評定は、当機構発注「造園」工事におけるR4・R5・R6年度及び本工事の掲示日までの通知日の成績評定とする。ただし、実績件数が6件以上ある場合については、通知日で直近5件の工事の平均点とし、小数点以下を切り捨て整数止めとする。直近5件目の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。ただし、「□：工期末が令和6年9月30日以前の工事」、「■：工期末が令和6年10月1日以降の工事」とし、□または■ごとに平均点を算出し、各工事件数にて按分する。なお、評価点の算出は小数点第1位までとし、小数点第2位は四捨五入する。

（注4）「ISO9001又はISO14001認証」は認証の写しを添付すること。

「環境報告書の公表」は自社HP等を通じて対外的に公表していることが確認できる資料を添付すること。

「社会貢献活動に係る取組みの公表（SDGsの取組みの公表を含む）」はSDGs（持続可能な開発目標）の17の目標のうち、特に地球環境配慮に資するものとして、以下の6つの目標を評価の対象とすることを標準とする。

- ・目標6：すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ・目標7：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ・目標12：持続可能な生産消費形態を確保する
- ・目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ・目標14：持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- ・目標15：陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

上記に掲げるSDGsのうち、競争参加資格確認申請書又は添付申請資料において以下の取組みが確認できるものを評価する。

- ・自社HP等を通じて対外的に公表していることが確認できる
- ・それぞれのSDGsに対し、効果的な取組みであることが具体的に確認できる
- ・取組み事例に関する履行状況（効果、導入後の状況等）が確認できる

（注5）過去2年間の当機構における街づくり貢献業者表彰状（写し）を添付すること。なお、当該表彰については、支社等及び部門は問わない。

(注6) 地元企業とは愛知県知多郡美浜町内に建設業法における本・支店又は営業所のある企業とする。提出書類としては、1次下請予定企業への契約予定工事の概要(様式自由)、並びに1次下請予定企業の建設業法の許可証の写しを提出すること。「地元企業の活用状況」が資料受付時と異なり履行されなかった場合、工事成績を5点減点する。なお、工事施工時に資料受付時の企業では当該工事が行われず、別の地元企業にて実施されたことが確認できた場合は、工事成績は減点を行わない。

(注7) ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する以下のいずれかの認定を有すること。複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により加点を行う。また、別記様式11-1及び11-2を提出すること。

・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし認定)

・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定)

・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(ただし、※9の認定を除く。)

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

(注8) 継続教育(CPD)の取組状況とは、(社)日本技術士会(推奨単位:50単位/年)、(社)土木学会(推奨単位:50単位/年)、(社)全国土木施工管理技士連合会(推奨単位:20単位/年)、(社)地盤工学会(推奨単位:50単位/年)、(社)日本造園学会(推奨単位:50単位/年)による令和6年度の継続教育における取得単位数をいう。取組状況の証明資料を添付すること。

(4) 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

8 担当窓口等

(1) 申請書及び資料に関する事項

独立行政法人都市再生機構中部支社 住宅経営部 環境整備課

〒460-8484 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル18階(受付17階)

電話:052-238-9222

(2) 令和7・8年度の一般競争参加資格について

独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課

〒460-8484 名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル18階(受付17階)

電話:052-238-9113

9 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札のときにおいて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札のときにおいて4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

この場合、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行うこと。

(令和7・8年度の一般競争参加資格の申請)

提出期間：令和7年6月24日(火)から令和7年7月2日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

提出場所：上記8(2)と異なる。電話にて問い合わせすること。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- (2) 競争参加資格確認申請書及び資料の提出方法、期間及び場所

提出方法：申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、支社長の承諾を得て紙入札方式による場合は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間：令和7年6月24日(火)から令和7年7月9日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

提出場所：電子入札システムによる場合は、上記8(2)に同じ。

紙入札方式による場合は、上記8(1)に提出する。

※ 提出にあたっては、担当者に事前連絡を行い提出すること

- (3) 申請書は、【別記様式1】により作成すること。

上記4(1)②の競争参加資格の認定を受けていることを確認するため、登録状況を【別記様式1】に記載し、有資格者名簿等の該当部分を提出し、登録番号を記載すること。

- (4) 資料は、次に従い作成すること。

なお、次の①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定技術者の同種の工事の経験については、平成22年度以降に工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

① 施工実績

4(4)に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を【別記様式2】に記載すること。記載する工事の施工実績の件数は5件まで記載できる。

また、令和4年4月1日から掲示日までに当機構発注の「造園」工事、国土交通省各地方整備局発注の「造園」工事(局長表彰において優良工事表彰がある場合は、【別記様式5】にその工事概要等を記載し、表彰状の写しを添付すること。

当機構発注の「造園」工事で、令和4年4月1日から掲示日までの工事成績評定書のうち直近5件の工事に関するものについて【別記様式5】に記載し、工事成績評定通知書の写

しを添付すること。なお、5件に満たない場合は該当期間のもの全てについて添付すること。

② 配置予定技術者

4(5)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び同種の工事の経験を【別記様式3】に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は3件まで記載できる。なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。

また、令和4年4月1日から掲示日までに当機構発注の「造園」工事、国土交通省各地方整備局発注の「造園」工事（局長表彰）に従事した立場での優良工事表彰がある場合及び当機構発注の「造園」で従事した工事成績評定通知書の直近5件の工事に関するものについて【別記様式6】に記載し、表彰状及び工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、5件に満たない場合は該当期間のもの全てについて添付すること。

監理技術者として配置予定の技術者を複数記載する場合、6(3)における評価については、最も評価値の合計値が低くなる配置予定の技術者の実績を評価する。

開札までの期間及び入札保留がなされている期間（落札候補者は除く）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに電子入札システムまたは書面によりその旨の申請を行うこと。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 契約書の写し

上記①同種工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の資格・工事経験等が確認できる書類として、契約書、設計図（発注者の図面等に限る）の一部及び免許に係る免許証、資格者証、従事役職（技術者の工事経験）を証明すべき届出書類を提出すること（いずれも写し）。この場合において、共同企業体の構成員としての施工実績のときは、共同企業体協定書の写しを添付すること。

※ 設計図書は、4(4)の工事内容が確認できる図面等の写し（施工箇所を着色し、施工数量集計表作成）とし、A4版に縮小すること。

ただし、当該工事の施工実績として記載された工事が、財団法人日本建設情報センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されており、上記内容が確認できる場合は、設計図書を省略できる。（（CORINS）登録内容の写しを提出すること。）

なお、民間工事については、請負契約書の写しの提出が不可能な場合は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく「特定元方事業者の事業開始報告」の写しを提出すること。

※ 民間工事に関するすべての書類及び「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されていない工事については、原本の写しを添付し確認を受けるとともに、発注者は契約相手方へ問合せを行うことがある。

- ④ 建設業許可申請届の写しを添付すること。
- (6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年7月29日（火）（予定）までに電子入札システム（紙により申請した場合は紙）にて通知する。
- (7) その他
- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ② 発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先
8 (1)に同じ。
 - ⑥ 令和7・8年度の一般競争参加資格に関する問い合わせ先
8 (2)に同じ。
 - ⑦ 紙入札方式とする場合における、持参により提出する場合の注意事項
持参により申請書及び資料等を提出する場合は、申請書、資料、その他必要書類等全ての書類を提出場所に持参すること。
- (8) 4 (11) に示す競争参加資格を確認する書類は、保有する最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しを併せて提出すること。なお、最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書において社会保険等が未加入であった者が、その後に適用除外となった場合には元請適用除外誓約書【別記様式8-1】及び【別記様式8-2】を、未加入であった者がその後加入した場合は、加入をした事を証明する書面を資料に併せて提出すること。
- 健康保険・厚生年金保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。
- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
 - ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
 - ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- 雇用保険の加入した事を証明する書面とは、下記に示すいずれかの書面とする。
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
 - ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知書）の写し

10 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支社長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求められることができる。
- ①提出期限：令和7年8月5日（火）午後4時
 - ②提出場所：上記8 (2)に同じ。
 - ③提出方法：電子入札システムにより提出するものとする。ただし、支社長の承諾を得た場合は、書面を提出場所に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 支社長は、説明を求められたときは、令和7年8月13日(水)までに説明を求めた者に対し電子入札システム(紙による説明要求の場合は、紙)により回答する。
ただし、一時期に苦情件数が集中する等合理的な理由があるときは、回答期間を延長することがある。
- (3) 支社長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下する。
- (4) 支社長は、(2)の回答を行ったときには、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を電子入札システムにより遅滞なく公表する(紙による説明要求の場合は、苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。)

1 1 再苦情申立て

- (1) 10(2)の説明に不服がある者は、電子入札システムにより回答を受け取った日(紙による場合は、説明に係る書面を受け取った日)から7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない)以内に、次に従い、書面により、支社長に対して再苦情の申立てを行うことができる。
なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会に審議を依頼するものとする。
- ① 受付場所：独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 総務・法務課
〒460-8484 名古屋市中区栄 4-1-1
電話：052-238-9105
- ② 受付時間：土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで
- (2) 支社長は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえた上で、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない)以内に、その結果を書面により回答する。
- (3) 支社長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明らかに申立ての適格を欠くと認められるときは、申立て後7日(休日を含まない)以内にその申立てを却下する。
- (4) 支社長は、再苦情申立者に回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した書面及び回答を行った書面を閲覧による方法により遅滞なく公表する。
- (5) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先
上記(1)①に同じ。

1 3 掲示文兼入札説明書に対する質問

(1) 質問書提出期間・場所

電子入札システムにより提出すること。質問書様式は、【別記様式10】による。質問がない場合は提出不要。

- ① 提出期間：令和7年7月10日(木)から令和7年7月29日(火)の午前10時から午後4時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに、正午から午後1時の間は除く)。
- ② 提出方法：電子入札システムにより提出すること。発注者の承諾を得た場合は、質問書を上記8(1)に持参することにより提出するものとする。

(2) 回答閲覧期間・場所

電子入札システムにより閲覧に供するが、紙により質問書を提出した者の回答及び機構からの補足訂正事項等を閲覧に供する場合もあるので、電子入札にて提出した場合も必ず閲覧すること。

①閲覧期間：令和7年8月1日（金）から令和7年9月3日（水）の午前10時から午後4時まで
（ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに、正午から午後1時の間は除く）。

②閲覧場所：〒460-8484 愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1号 中日ビル17階
独立行政法人都市再生機構中部支社
情報公開室・閲覧コーナー

1 4 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札書・工事費内訳書の提出日時及び場所

締切日時：令和7年9月3日（水）正午

提出方法：電子入札システムにより提出すること。

ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、上記8(2)に上記期限までに持参すること（郵送又は電送によるものは受付けない）。

(2) 開札の日時及び場所

開札日時：令和7年9月4日（木）午前10時

開札場所：愛知県名古屋市中区栄四丁目1番1号 中日ビル18階
独立行政法人都市再生機構中部支社 総務部 経理課

(3) その他

紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、当機構から競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

また、電子入札システムにより入札金額を送信した後、辞退を行う場合（配置予定技術者を他工事と重複して申請している場合で、他工事を落札したために、本件工事における技術者として配置できなくなったとき）は、直ちに書面により入札辞退届を提出すること。

なお、第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の締切り及び開札の日時については、次のとおりとする。

書面により再度入札する場合については、発注者から指示する。

① 電子入札システムによる再入札書の締切日時

日時：令和7年9月4日（木） 午前11時30分

② 電子開札の日時及び場所

日時：令和7年9月4日（木） 午前11時40分

場所：(2) に同じ。

1 5 公正な入札の確保

入札参加者は公正な入札の確保に努めなければならない。

(1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

1 6 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、支社長の承諾を得た場合は、書面により独立行政法人都市再生機構中部支社総務部経理課に持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

また、書面により持参する場合における入札書の様式は、電子入札ホームページ (<https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>) に公開している「入札書（電子入札用）」によることとし、当該入札書には、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札で落札者がいないときは、別に日時を定めて、2回目の入札参加者の中から希望者を募り、見積り合わせを行うことがある。

なお、見積り合わせの執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (4) その他入札に係る事項については、入札心得書による。

1 7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上を納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

1 8 工事費内訳書の提出

- (1) 本件の入札に際しては、第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求める。

内訳書は電子入札システムにより提出することとし、入札書に内訳書ファイルを添付し、同時送付すること。なお、内訳書容量の合計が3MBを越える場合は事前に電話連絡の上、封緘した当該内訳書を上記1 4（1）の提出期限までに持参するものとする（郵送又は電送によるものは受け付けない）。また、紙入札方式により持参する場合は、当該内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて持参すること。提出先は上記8（2）とする。

- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は別に示す記載方法を参考にして、種目別内訳及び科目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位及び金額、細目別内訳については各項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を明らかにすること。(工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事件名を記載すること。会社印及び代表者(又は代理人)印は電子入札システムにより提出する場合、省略できる。持参して提出する工事費内訳書の押印を省略する場合は、本件責任者・担当者・連絡先(電話番号)を記載すること。)
- (3) 内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札心得書第7条第9号に該当する無効の入札として、原則として当該内訳書提出者の入札を無効とする。
- ① 未提出であると認められる場合(未提出であると同視できる場合を含む)
 - イ 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - ロ 内訳書とは無関係な書類である場合
 - ハ 他の工事の内訳書である場合
 - ニ 白紙である場合
 - ホ 内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。)
 - ヘ 内訳書が特定できない場合
 - ト 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
 - ② 記載すべき事項が欠けている場合
 - イ 内訳の記載が全くない場合
 - ロ 入札説明書又は競争入札執行通知書に指示された項目を満たしていない場合
 - ③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合
 - イ 他の工事の内訳書が添付されていた場合
 - ④ 記載すべき事項に誤りがある場合
 - イ 発注者名に誤りがある場合
 - ロ 発注案件名に誤りがある場合
 - ハ 提出業者名に誤りがある場合
 - ニ 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
 - ⑤ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

19 開札

開札は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、入札者の立会は不要とする。再度入札を行うこととなった場合には、再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

〈再入札について〉

第1回目の開札で、入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。入札の締切及び開札の日時については、14(3)のとおりとする。

また、紙入札方式による入札参加者は、開札の時間帯において確実に連絡が取れる連絡先をあらかじめ発注者に届出ておくこととし（任意様式）、再入札を行うこととなった場合は、発注者からその旨を連絡するので、再入札書の締切日時までに8(2)へ持参すること。なお、発注者からの連絡がつかなかった場合やその他やむをえない事由がある場合においても、期限までに持参されない場合は、再度の入札を辞退したものとして取扱う。

2.0 入札の無効

本入札説明書において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、本入札説明書において示した提出方法・期限等に従わない入札並びに別冊「現場説明書特記事項」及び「入札（見積）心得書」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに、特段の理由もなく見積価格書の提出がなされないままなされた入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、中部支社長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

2.1 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定は6(1)による。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、独立行政法人都市再生機構会計実施細則第366条第2項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る場合は、**別紙3**のとおり低入札価格調査を行うものとする。

また、低入札価格調査対象工事となった場合、施工体制計画及び工事費内訳書の算出根拠等（材料費、機械経費、労務費等の内訳、共通仮設費及び諸経費の内訳、下請予定業者・納入予定業者の見積書又は取引実績等）の提出を求めるので、これに応じること。

- (3) 6(1)ただし書きに該当し、入札（見積）心得書第9条第2項に定める低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書（別添様式1）として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

2.2 支払条件

- (1) 前金払い 40%以内
(2) 中間前金払 又は 部分払（出来高）3回
(3) 完成払い

また、低入札価格調査を受けた者に係る前払金については、工事請負契約第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に読み替えるものとする。

2 3 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

2 4 その他

- (1) 入札参加者は、本入札説明書、入札(見積)心得書、電子入札運用基準及び契約書案を熟読し、入札心得を厳守すること。入札(見積)心得書及び契約書案については、当機構ホームページで閲覧のこと。(https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html)に掲載。
- (2) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、9(4)②の資料に記載した配置予定の技術者を本工事の現場に専任で配置すること。なお、配置予定の技術者の変更は、原則として認めない。
- (4) 当機構が取得した文書(例：競争参加資格確認申請書等)は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成13年法律第140号)に基づき、開示請求者(例：会社、個人等「法人・個人」を問わない。)から請求があった場合に、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象文書になる。
- (5) 低入札価格調査対象になった場合、重点監督の試行を実施する。「重点監督の実施」とは①監督員による検査行為頻度の割増し、②中間検査(部分払いや引渡しをとまなわない出来形確認)の実施、③機構が策定する重点監督方針に沿った工事計画書の義務付け及び同計画書確認後の工事着手承認(その遅れによる工期延伸等は認めない)等をいう。
- (6) 電子入札システムは、土曜日、日曜日及び12月29日から1月3日、祝日を除く毎日、午前8時30分から午後8時まで稼働している。
システムを停止する場合等は、電子入札ホームページ「お知らせ」において公開する。
- (7) システム操作マニュアルは、UR都市機構 入札・契約情報 電子入札のホームページに公開している。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問合せ先
電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-021-777
電子入札ホームページ <https://www.ur-net.go.jp/order/e-bid.html>
 - ・ICカードの不具合等発生時の問合せ先
ICカード取得先のヘルプデスクへ問合せをすること。
ただし、申請書類、応札等の締切が切迫しているなど緊急を要する場合は、下記へ連絡すること。
独立行政法人都市再生機構中部支社
総務部経理課 電話：052-238-9113
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。
 - ・競争参加資格確認申請書受信確認通知(電子入札システムから自動通知)
 - ・競争参加資格確認申請者受付票(受付票を発行した旨を副次的に、メールでも知らせる。)

- ・競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・見積依頼通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
 - ・見積書受信確認通知（不落随契に移行した場合のみ。電子入札システムから自動通知）
 - ・見積締切通知書（不落随契に移行した場合のみ。通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）
- (10) 申請書及び資料を提出する前に使用印鑑届（代表者の印鑑証明書（提出日の3ヶ月以内のもの、原本）を添付。）及び年間委任状を提出のこと。
- なお、令和7年4月1日以降に提出済の場合は、再度提出する必要はない。ただし、委任期間を満了している場合、また、代表者の変更等記載内容に変更があれば再度提出が必要となる。
- (11) 受注者は、個人情報の取り扱いに関する別添3「個人情報等の保護に関する特約条項」を「契約書」と併せて、同日付けで締結するものとする。なお、個人情報等の保護に関する特約条項第1条の個人情報等とは、以下のものを想定している。
- ・近隣居住者に関する情報
- (12) 受注者は、外部電磁的記録媒体に関する別添4「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を「契約書」と併せて、同日付けで締結するものとする。
- (13) 本工事の工事請負契約書第52条に規定する期間について、美浜町、発注者及び工事受注者との間で、「契約不適合等に関する覚書」を交換する。
- (14) 独立行政法人が行なう契約に係る情報の公表について
- 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなし、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ・当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
- ・当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ・当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ・当機構との間の取引高
- ・総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- ・3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ・1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- ・契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ・直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

- (15) 入札及び契約手続きにおける押印等の見直しを実施したことにより、事業者が提出する書類の一部について、押印の省略をすることができる。その場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載が必要となる。詳細については、「入札及び契約手続における押印等の見直しについて」（当機構ホームページ→入札・契約情報→新たな取り組み→入札及び契約手続における押印等の見直しについて）を参照）にて確認すること。
- (16) 受注者は、「個人情報等の保護に関する特約条項」を契約書と併せて同日付けで締結し、「個人情報等に係る取扱手順書」により個人情報等を適切に取扱わなければならない。（詳細は、「機構HP」→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「標準契約書等について」→「個人情報等の保護に関する特約条項」を参照。）
- (17) 落札者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を契約書と併せて、同日付で締結しなければならない。（詳細は、「機構HP」→「入札・契約情報」→

「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を参照。）

【別記様式1】

(用紙A4)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 竹内 英雄 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和7年6月24日付で掲示のありました「R7-美浜町運動公園施設整備工事」に係る競争参加資格について確認されたく、下記書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条各号の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 別記様式2 入札説明書8(4)①に定める施工実績を記載した書面
- 別記様式3 入札説明書8(4)②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 別記様式5 入札説明書8(4)①に定める企業の施工実績
- 別記様式6 入札説明書8(4)②に定める配置予定技術者の施工実績
- 別記様式8-1, 8-2 入札説明書8(8)に定める社会保険等加入又は適用除外を証明する書面

- ※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：
担 当 者（会社名・部署名・氏名）：
- ※2 責任者連絡先（電話番号）1 : Email
担当者連絡先（電話番号）2 : Email
- ※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。
押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。
- ※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。
個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は1回線の記載も可。

様式1 ・建設業許可通知書

・掲示文兼入札説明書4(2)に定める令和7・8年度競争参加資格の登録状況

（造園工事A等級又はB等級の認定を受けているもの）

本競争に必要な「(工種等・等級)」の登録状況（申請日時点）：以下、該当箇所の□をチェック及び記載のとおり

申請中⇒新規又は更新 工種等又は地区追加（該当する場合、登録番号を記載）

済⇒登録番号を記載し有資格者名簿等の該当部分を提出

登録番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- ・紙入札方式にて入札に参加する場合は、返信用封筒として表に申請者の住所・会社名・担当者を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出すること。
（電子入札で参加する場合は不要）
- ・本工事に対応する建設業法許可業種に係る営業年数5年以上を確認するものとして、現在及び前回の建設業許可通知書を添付してください。

◎別記様式2～6のゴシック体は記入例です。

【別記様式2】

(用紙A4)

同種の工事の施工実績

会社名 _____

項目		施工実績事例
工事等名称等	工事名称	〇〇地区〇〇整備工事
	発注機関名	都市再生機構〇〇支社
	施工場所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契約金額	総額 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 (出資比率分 〇〇% 〇〇百万円)
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	受注形態等	(1)単独 (2)共同企業体 (出資比率 〇〇%)
工事概要等	工事種別及び内容	
	施工数量	

(注1) 施工実績は入札説明書4(4)に示す同種工事について記載すること。

(注2) 施工実績を証する次の書類を添付すること

- ① 「工事実績情報システム (CORINS)」で証明できる場合は、契約書に代えてCORINS登録データ(竣工時)の写し
- ② CORINSデータが無い場合もしくはCORINSに工事内容・数量が示されていない場合は、工事請負契約書(写し)、設計図書の一部(写し)等

※契約書、設計図書(一般図程度)はA4又はA3に縮小したものを添付すること。ただし、添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に赤字でマークし、根拠等を適宜添付すること。

(注3) 施工実績は平成22年度以降(過去15年間)に完成した工事

【別記様式3】

(用紙A4)

配置予定技術者等の資格・工事経験

会社名 _____

同種工事の施工実績		
配置予定者の氏名		主任(監理)技術者 ○○ ○○
最終学歴		○○大学 ○○科 ○○年卒業
法令による資格・免許		一級○○施工管理技士(取得年及び登録番号) 監理技術者資格(取得年及び登録番号) 監理技術者講習(取得年及び修了証番号)
同種工事経験の概要	工事名称	○○地区○○整備工事
	発注機関名	都市再生機構○○支社
	施工場所	○○県○○市○○町
	契約金額	○○,○○○,○○○円
	工期	年 月 日 ~ 年 月 日
	従事役職	現場代理人・主任(監理)技術者・担当技術者 従事期間(年 月 日 ~ 年 月 日)
	工事内容	

(注1) 配置予定技術者ごとに、本資料を作成すること。

(注2) 氏名欄には、主任技術者・監理技術者の別を記入すること。

(注3) 同種工事の実績は、平成22年度以降に完成した工事とする。

(注4) 配置予定技術者とは、主任技術者又は監理技術者をいう。

(注5) 添付資料

- 1) 工事名称等及び工事概要が確認出来る、①「工事実績情報システム(CORINS)」で証明できる場合は、契約書に代えてCORINS登録データ(竣工時)の写し、②CORINSデータが無い場合もしくはCORINSに工事内容・数量が示されていない場合は、工事請負契約書(写し)、設計図書の一部(写し)等。 ※添付する設計図書の中で工事概要が確認できる部分に赤字でマークし、根拠等を適宜添付すること。
- 2) 配置予定者の、③一級技術検定合格証明書(写し)、④監理技術者資格証(写し)、⑤提出以前に3ヶ月以上の雇用関係を確認する資料(写し:保健証等)を添付
- 3) 共同企業体の構成員としての実績の場合は、共同企業体協定書(写し)

【別記様式5】

(用紙A4)

企業の施工実績

会社名 _____

項 目	施 工 実 績 事 例		
<p>過去3年間(令和4年4月1日から 掲示日まで)に当機構「造園」 工事又は国土交通省各地方 整備局発注の「造園」工事に おける優良工事表彰の有無</p>	<p>実績 あり なし 【発注機関】都市再生機構〇〇支社 【工事件名】〇〇地区〇〇整備工事 【表彰年月日】〇〇年〇〇月〇〇日</p>		
<p>過去3年間(令和4年4月1日 から掲示日まで)の当機構「造園」 工事における工事成績評定の 平均点</p>	評定点	対象工事件名	評定通知日(降順)
	00点	〇〇工事	R5.1.1(例)
	00点	〇〇工事	R4.12.1(例)
	00点	〇〇工事	R4.4.1(例)
	00点	〇〇工事	R3.10.1(例)
	00点	〇〇工事	R3.4.20(例)
	〇件;平均点00点(少数点以下切捨て)		
<p>ISO認証取得状況及び企業の地球環境配慮 への取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO9001 又は ISO14001 認証取得 あり・なし ・ 環境報告書の公表 あり・なし ・ 社会貢献活動に係る取組みの公表 あり・なし <p>(SDGsの取組みの公表を含む)</p>		
<p>過去2年間(令和5年4月1日 から掲示日まで)の当機構に おける「街づくり貢献業者表 彰」の有無</p>	<p>複数件の表彰あり ・ 表彰あり ・ 表彰なし</p>		
<p>地元企業の活用状況</p>	<p>地元企業を一次下請けとして活用予定 あり ・ なし</p>		

ワーク・ライフ・バランス等の 推進企業を評価する認定の有 無	あり・なし
--------------------------------------	-------

- (注1) 工事エリア等、工事名称及び工事概要等が確認出来る契約書・設計図書の一部(写し)等を添付すること。ただし、添付する設計図書の中で工事概要が確認出来る部分に、赤字でマークし、根拠等適宜添付すること。
- (注2) 施工実績は、平成22年度以降(過去15年間)に完成した工事とする。なお、該当工事のCORINSの写し等を添付すること。
- (注3) 特定JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。
- (注4) 過去3年間の表彰は、機構発注造園工事、国交省各地方整備局発注造園工事(局長表彰)におけるR4・R5・R6年度及び本工事の掲示日までの表彰とする。複数の実績を挙げた場合は、そのうち最高評価となる実績をもって評価点を与える。
- (注5) 過去3年間の成績評定は、機構発注造園工事におけるR4・R5・R6年度及び掲示日までに通知された成績評定とする。ただし、実績件数が6件以上ある場合については、通知日で直近5件の工事の平均点とする。直近5件目の通知日の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。
- (注6) 優良工事表彰状(写し)、工事成績評定通知書(写し)等を添付すること。
- (注6) ISO9001又はISO14001認証取得、環境報告書の公表、社会貢献活動に係る取組み(SDGsの取組みの公表を含む)の公表が確認できる資料(写し)を添付すること。
- (注7) 過去2年間の当機構における街づくり貢献業者表彰状(写し)を添付すること。
- (注8) 地元企業とは、美浜町内に建設業法における本支店のある企業とする。提出書類としては、1次下請予定企業への契約予定工事の概要(様式自由)、並びに1次下請予定企業の建設業法の許可証の写しを提出すること。「地元企業の活用状況」が資料受付時と異なり履行されなかった場合、工事成績を5点減点する。なお、工事施工時に資料受付時の企業では当該工事が行われず、別の地元企業にて実施されたことが確認できた場合は、工事成績は減点を行わない。
- (注9) 別記様式9を記入し、ワーク・ライフ・バランス等の推進企業を評価する以下のいずれかの認定証(写し)を添付すること。
- ・女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし・プラチナえるぼし認定)
 - ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定)
 - ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)

配置予定技術者の施工実績

会社名 _____

配置予定者の氏名	〇〇 〇〇 (注1, 2)		
最終学歴	〇〇大学 〇〇科 〇〇年卒業		
法令による資格・免許	一級〇〇施工管理技士(取得年及び登録番号) 監理技術者資格(取得年及び登録番号) 監理技術者講習(取得年及び修了証番号)		
過去3年間(令和4年4月1日から 掲示日まで)に当機構「造園」工 事に従事した立場での優良工事 表彰又は国土交通省各地方整備 局発注の「造園」工事における優 良工事表彰の有無	実績 あり なし 【発注機関】都市再生機構〇〇支社 【工事件名】□□地区〇〇整備工事 【表彰年月日】〇〇年〇〇月〇〇日 【従事役職】監理技術者		
過去3年間(令和4年4月1日 から掲示日まで)の当機構「造 園」工事における工事成績評定 の平均点	評定点	対象工事件名	評定通知日(降順)
	00点	〇〇工事	R4.1.1
	00点	〇〇工事	R3.12.1
	00点	〇〇工事	R3.4.1
	00点	〇〇工事	R2.10.1
	00点	〇〇工事	R2.4.20
〇件;平均00点(少数点以下切捨て)			
継続教育(CPD)の取組状況	実績 あり なし 【証明書発行機関】(社)〇〇〇 取得ユニット数 □Unit 推奨単位数 △Unit □/△=75%		

- (注1) 配置予定技術者ごとに、本資料を作成すること。
- (注2) 配置予定技術者を特定できないことにより、複数記載する場合、技術者の施工実績の評価点とヒアリングの評価点の合計値が最も低くなる者の評価点を採用する。
- (注3) 工事エリア等、工事名称及び工事概要等が確認出来る契約書・設計図書の一部(写し)等を添付すること。ただし、添付する設計図書の中で工事概要が確認出来る部分に、赤字でマークし、根拠等適宜添付すること。
- (注4) 施工実績は、平成22年度以降(過去15年間)に完成した工事とする。なお、該当工事のCORINSの写し等を添付すること。
- (注5) 特定JVの構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。
- (注6) 過去3年間の表彰は、機構発注造園工事、国交省各地方整備局発注造園工事(局長表彰)におけるR4・R5・R6年度及び本工事の掲示日までの表彰とする。複数の実績を挙げた場合は、そのうち最高評価となる実績をもって評価点を与える。
- (注7) 過去3年間の成績評定は、機構発注造園工事におけるR4・R5・R6年度及び掲示日までに通知された成績評定とする。ただし、実績件数が6件以上ある場合については、通知日で直近5件の工事の平均点とする。直近5件目の通知日の工事が複数ある場合、それらを含めた平均点とする。
- (注8) 優良工事表彰状、工事成績評定通知書(写し)等を添付すること。また、配置予定技術者がその工事に従事していたことを証明できる資料(写し)を添付すること。
- (注9) 継続教育(CPD)の取組状況については、(社)日本技術士会(推奨単位:50単位/年)、(社)土木学会(推奨単位:50単位)、(社)全国土木施工管理技士会連合会(推奨単位:20単位)、(社)地盤工学会(推奨単位:50単位)、(社)造園学会(推奨単位:50単位/年)が発行する令和6年度における単位取得数を証明する書類(写し)を添付すること。
- (注10) 優良表彰、工事成績評定の対象とする工事は、担当技術者(1級造園施工管理技士の有資格者)以上で従事した工事、かつ、従事期間が過半以上の工事とする。

【別記様式8-1】

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 中部支社

支社長 ○○ ○○ 殿

住 所
商 号
代表者

元請適用除外誓約書

別紙の理由により、R7-美浜町運動公園施設整備工事の競争入札に関し、当社は、○○保険法第○条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

【別記様式 8 - 2】

(健康保険・厚生年金保険)

- 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。
- 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

年 月 日、関係機関 (〇〇年金事務所〇〇課) に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

- 役員のための法人であるため。
- 使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。
- その他の理由

(「その他の理由」を選択した場合)

年 月 日、関係機関 (ハローワーク〇〇課) に問い合わせを行い判断しました。

【別記様式10】

R7－美浜町運動公園施設整備工事

揭示文兼入札説明書
(設計図書、現場説明書等を含む。)

質 問 書

表紙共全 枚

競争参加申請者名： _____

(工事名称)「R7-美浜町運動公園施設整備工事」

住 所
商号又は名称
代表者氏名

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、別記様式3-2の様式を使用すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(令和4年4月1日以降の基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(平成29年3月31日までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年雇用促進法に基づく認定

- 青少年雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

【別記様式1 1 - 2】

(工事名称)「R 7 - 美浜町運動公園施設整備工事」

住 所
商号又は名称
代表者氏名

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況
(「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する
同要綱の対象となる外国法人の場合)

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類(内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の
写し)を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定に相当している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定に相当しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定している状態に相当しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。
【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん」の認定を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(令和4年4月1日以降の基準)を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(平成29年3月31日までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年雇用促進法に基づく認定

○ 青少年雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)に相当している。

【 該当 ・ 該当しない 】

低入札価格調査について

1 独立行政法人都市再生機構会計実施細則第 366 条第 2 項の規定に基づき定められた、「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」に基づく調査基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

ここで、調査基準価格は、予定価格の決定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100/110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が入札書比較価格（予定価格に 100/110 を乗じて得た額をいう。）に 9.2/10 を乗じて得た額を超える場合にあっては 9.2/10 を乗じて得た額とし、入札書比較価格に 7.5/10 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 7.5/10 を乗じて得た額とする。

イ 直接工事費に 97%を乗じて得た額

ロ 共通仮設費に 90%を乗じて得た額

ハ 現場管理費に 90%を乗じて得た額

ニ 一般管理費に 55%を乗じて得た額

2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

イ 当該価格により入札した理由

ロ 契約対象工事付近における手持工事の状況

ハ 契約対象工事に関連する手持工事の状況

ニ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関連（地理的条件）

ホ 手持資材の状況

へ 資材購入先及び購入先と入札者の関係

ト 手持機械数の状況

チ 労務者の具体的供給見通し

リ 過去に施工した機構発注工事名（他支社等の発注分を含む。）

ヌ 経営内容

ル イからヌまでの事情聴取した結果についての調査検討

ヲ リの機構発注工事の成績状況

ワ 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会を行う。）

カ 信用状況（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況、その他）

コ その他必要な事項

4 低入札価格調査の対象者のうち、入札価格が調査基準価格未満の者は、調査を行う旨の連絡を受けた日の翌日から起算して 5 営業日以内に次に定める様式による資料及びその添付書類

を提出すること。作成に際しては別添の作成要領（各様式共通）に従い作成すること。

- イ 当該価格で入札した理由（様式1）
- ロ 積算内訳書（様式2-1）
- ハ 手持工事の状況（様式6-1、様式6-2）
- ニ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）
- ホ 手持ち資材の状況（様式8-1）
- へ 資材購入予定先一覧（様式8-2）
- ト 手持ち機械の状況（様式9-1）
- チ 機械リース元一覧（様式9-2）
- リ 労務者の確保計画（様式10-1）
- ヌ 工種別労務者配置計画（様式10-2）
- ル 施工体制台帳（様式15）
- ヲ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式16）
- ワ 経営内容（過去3年間の貸借対照表及び損益計算書）
- カ 確約書（様式17）

5 必要に応じ、4以外の説明資料の提出を求めることがある。

6 当該調査の結果は、公表することがある。

以 上

別添様式 1

確認書

独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）と受注者〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）は、下記 1 の工事（以下「工事」という。）の契約にあたり、次のとおり確認書を締結する。

第 1 確認内容

発注者は、工事の契約にあたり、受注者が低入札価格調査において履行が可能な理由として示した事項について、下記 2 の「低入札価格調査による確認事項」（別添様式 2 のとおり。以下「確認事項」という。）のとおり発注者、受注者とも確認する。

第 2 確認事項の履行

受注者は、工事の施工にあたっては確認事項を誠実に履行し、品質、安全等の確保に万全を期すものとする。

第 3 工事成績評定の厳格化

発注者は、受注者が工事施工中に確認事項の履行状況を確認し、履行されていないと判断した場合は、受注者に対して文書等による改善等の指示を行うとともに、工事成績評定点を減ずる措置を行うものとする。

記

- 1 契約対象工事名 :
- 2 低入札価格調査による確認事項 (別添様式 2)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 愛知県名古屋市中区栄四丁目 1 番 1 号
独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 〇〇 〇〇 印

受注者 社名
代表取締役 〇〇 〇〇 印

低入札価格調査による確認事項

低入札価格調査により履行可能な理由として示した事項は以下のとおりである。

1 ○○○に関すること。

① △▽▲▼

② ◇◆◇◆

③

2 ◎◎◎に関すること。

① △▽▲▼

② ◇◆◇◆

③

3 ※※※に関すること。

記載要領

- 1) 工種・項目に分けて内容を具体的に記載することとし、この別紙については任意の様式としても構わない。
- 2) 低入札価格調査時にヒアリングした内容で施工体制、材料調達、安全管理、工事計画、技術的な提案等は、確認方法を考慮した記載方法を工夫する。

以 上

(別添)

作成要領

(各様式共通)

- 1 入札者は、契約担当役があらかじめ指定した期日までに記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付書類を提出しなければならない。
- 2 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、契約担当役が記載要領に従った記載とし、又は必要な添付書類を提出するよう教示をした場合は、この限りでない。
- 3 入札者は、契約対象工事に関して技術提案資料等を提出している場合、各様式に提出済資料の記載内容と異なる内容を記載してはならない。
- 4 各様式に記載した内容を立証するため、各様式ごとに提出すべき添付書類のほか、入札者が必要と認める添付書類を提出することができる(この場合、任意の添付書類である旨を各資料の右上部に明記するものとする。)
- 5 契約担当役は、発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、必要に応じ、各様式ごとに提出すべきことを記した添付書類以外にも、入札者によって契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するために別途の説明資料の提出を求めることがある。

様式 1 当該価格で入札した理由

記載要領

- 1 当該価格で入札した理由を、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から記載する。
- 2 直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、自社が入札した価格で施工可能な理由を具体的に記載するとともに、各理由ごとに、その根拠となるべき以下の様式の番号を付記する(以下の様式によっては自社が入札した価格で施工可能な理由が計数的に証明されない場合は、本様式又は添付書類において計数的説明を行うものとする。)
なお、当該価格で入札した結果、安全で良好な施工を行うことは当然のことである。

様式 2-1 積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①

記載要領

- 1 以下の様式に記載する内容と矛盾のない内訳書とする。
- 2 契約対象工事の施工に当たって必要となるすべての費用を計上しなければならないものとし、発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない費用(例えば、本社の社員を活用する場合など本社経費等により負担する費用)についても計上するものとする。
- 3 計上する金額は、計数的根拠のある合理的なもので、かつ、現実的なものでなければならないものとし、具体的には、過去1年以内の取引実績に基づく下請予定業者(入札者が直接工事を請け負わせることを予定する下請負人をいう。以下同じ。)等の見積書、自社の資機材や社員の活用を予定する場合は原価計算に基づく原価等を適切に反映させた合理的かつ現実的なものとする。

- 4 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上するものとし、一般管理費等には計上しないものとする。
- 5 現場管理費の費目には、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費、外注経費などを適切に計上するものとする。このうち、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、他と区分して別計上とする。
- 6 一般管理費等の費目には、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上するものとする。
- 7 入札者の申込みに係る金額が、契約対象工事の施工に要する費用の額（上記3の定めに従って計上したもの）を下回るときは、その下回る額を不足額として一般管理費等の金額に計上する。
- 8 工事の施工に必要な費用との対応関係が不明確な「値引き」、「調整額」、「お得意様割引」等の名目による金額計上は行わないものとする。
- 9 VE提案等によるコスト縮減を見込んでいる場合は、様式3に縮減のための施策と工種毎の縮減額を記載する。

添付書類

- 1 本様式に記載する現場管理費のうち、記載要領6により別計上とした技術者及び自社社員の交通誘導員に対する過去3月分の給与支払額等が確認できる給与明細書又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第108条の規定に基づく賃金台帳の写し及び過去3月分の法定福利費（事業者負担分）の負担状況が確認できる書面の写し等を添付する。
- 2 上記1の添付書類のほか、下請予定業者や納入予定業者の見積書など積算根拠を示すもの（取引実績や購入原価等に裏付けられたもの）を添付する。ただし、以下の様式及び添付書類によって積算根拠や取引実績等の裏付けが確認できる場合は、本様式の添付書類として添付することを要しない。
(注) 本様式は、積算内訳書として提出するものとする。

様式2-2 内訳書に対する明細書（兼）コスト縮減額算定調書②

記載要領

- ~~1 本様式は、様式2-1に対する明細を記載する。更なる明細が必要な場合は、本様式を使用することによるものとする。~~
- ~~2 直接工事費だけでなく、共通仮設費及び現場管理費についても、本様式による明細を作成する。~~
- ~~(注) 本様式は、内訳書に対する明細書として提出するものとする。~~

様式3 VE提案等によるコスト縮減額調書

記載要領

- ~~1 コスト縮減前及びコスト縮減後の単価をそれぞれ記載する。~~

~~2 本様式は、様式 2-1 及び様式 2-2 に対応した内容とする。~~

様式 4 下請予定業者等一覧表

記載要領

- ~~1 下請予定業者、直接納入を受けようとする資材業者や機械リース会社について会社単位で記載するとともに、契約対象工事において使用を予定する自社保有の資機材や労務者についても記載する。~~
- ~~2 下請予定業者が担当工事において使用する予定の機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の金額内訳を記載する。~~
- ~~3 使用を予定する手持ち資材については様式 8-1、購入予定の資材については様式 8-2、直接リースを受ける予定の機械については様式 9-2、確保しようとする労務者については様式 10-1 に対応した内容とする。~~

添付書類

- ~~1 本様式に記載したすべての下請予定業者について、その押印した見積書（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条に基づき、機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳を明らかにしたもの）を添付する。~~
- ~~2 上記 1 の見積書に係る機械経費、労務費、資材費、その他費用の区分別の経費内訳ごとの金額が、過去 1 年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額に基づいた合理的かつ現実的なものであることを明らかにする当該工事の経費内訳を明らかにした見積書や契約書等の書面を添付する（労務費について添付する書面は、上記の見積書や契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が労務者に支払った給与の実績が確認できる過去 3 月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）。~~

様式 5 配置予定技術者名簿

記載要領

- ~~1 配置を予定する主任技術者又は監理技術者及び現場代理人について記載する。~~
- ~~2 入札説明書に定める条件により、配置が必要な監理技術者と同一の要件を満たす技術者を現場に配置することとなるときは、その者についても記載する。~~

添付資料

- ~~1 本様式に記載した技術者等が自社社員であることを証明する健康保険証等の写しを添付する。~~
- ~~2 記載した技術者等が必要な資格を有することを証明する書面の写しを添付する。~~

様式 6-1 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事現場付近（半径 10km 程度）の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
- 2 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかについて根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付資料

- 1 本様式に記載した手持ち工事の場所と契約対象工事現場との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事現場までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
- 2 当該手持ち工事に関する契約書の写しを添付する。

様式6-2 手持ち工事の状況（対象工事関連）

記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事と同種の手持ち工事のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものに限り、当該手持ち工事ごとに作成する。
- 2 「経費削減可能額及びその計数的根拠」の欄においては、当該手持ち工事が契約対象工事のどの経費をいくら縮減できるかについて根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付資料

当該手持ち工事に関する契約書等の写しを添付する。

様式7 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

記載要領

- 1 本様式は、入札者の事務所、倉庫等のうち、契約対象工事の工事費の縮減に寄与するものについて作成する。
- 2 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより、契約対象工事に関する現場事務所、倉庫、資材保管場所等に係る営繕費や資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費などどの経費をいくら縮減できるかについて根拠を含めて計数的に明らかにする。

添付書類

- 1 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等と契約対象工事箇所との位置関係を明らかにした地図を添付する。図面の縮尺は自由とするが、契約対象工事箇所までの距離及び連絡経路が分かるようにする。
- 2 本様式に記載した入札者の事務所、倉庫等の存在及び権原を証明する登記関係書類又は賃借権を定めた契約書の写しを添付する。

様式8-1 手持ち資材の状況

記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち資材について記載する。
- 2 「単価（原価）」欄には、手持ち資材の原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、使い切りの材料等については調達時の価格を、繰り返しの使用を予定する備品等については摩耗や償却を適切に見込んだ価格を記載する。
- 3 「調達先（時期）」の欄には、手持ち資材を調達した際の調達先とその時期を記載する。

添付書類

- 1 本様式に記載した手持ち資材について、その保有を証明する帳簿の写し及び写真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した予約書を当該資材固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び資材全体が分かるよう撮影したもの）を添付する。
- 2 本様式に記載した手持ち資材について、調達時の価格が確認できる契約書等の写しを添付する。

様式 8-2 資材購入予定先一覧

記載要領

- 1 「単価」の欄には、購入予定業者から資材の納入を受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
- 2 「購入先名」の「入札者との関係」欄には、入札者と購入予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を（ ）書きで記載する。
- 3 手持ち資材以外で自社製品の資材の活用を予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）を「購入先名」の欄に当該製造部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

- 1 購入予定業者が押印した見積書及びその購入予定業者の取引実績（過去1年以内の販売実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- 2 本様式の「購入先名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
- 3 自社製品の資材の活用を予定している場合は、本様式に記載した資材を製造していることを確認できる書面のほか、自社の製造部門が第三者と取引した際の販売実績額又は製造原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式 9-1 手持ち機械の状況

記載要領

- 1 本様式は、契約対象工事で使用する予定の手持ち機械について記載する。
- 2 「単価（原価）」の欄は、手持ち機械の使用に伴う原価を記載する（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属的使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額を記載する。

添付書類

- 1 本様式に記載した手持ち機械について、その保有を証明する機械管理台帳等の写し及び写

真（契約対象工事に使用予定である旨を記載した出荷伝票を当該機械固有の特徴が分かる部分（固有番号等）付近に貼付してその付近を撮影したもの及び機械全体が分かるよう撮影したものを）を添付する。

- 2 過去1年間の稼働状況など、本様式に記載した手持ち機械が契約対象工事で使用可能な管理状態にあることを明らかにした書面を添付する。
- 3 本様式に記載した手持ち機械について、原価の算定根拠を明らかにした書面並びに固定資産税（償却資産）に係る課税台帳登録事項証明書や納税申告における種類別明細書など手持ち機械に係る所有者の氏名・名称及び住所、所在地、種類、数量、取得時期、取得価格、評価額等の明細があきらかにされた書面及び当該年度の減価償却額（当該機械に加えられた大規模補修に伴う追加償却に係るものを含む。）を明らかにした書面を添付する。

様式9-2 機械リース元一覧

記載要領

- 1 本様式は、入札者が直接機械のリースを受けようとする予定業者について作成する。
- 2 「単価」の欄には、機械リース予定業者からリースを受ける際の支払予定の金額で、当該業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。
- 3 「リース元名」の「入札者との関係」欄には、入札者と機械リース予定業者との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を（ ）書きで記載する。
- 4 手持ち機械以外で自社の機械リース部門からのリースを予定している場合についても本様式に記載するものとし「単価」の欄に、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（例えば、年間の維持管理費用（減価償却費を含む。）を契約対象工事の専属の使用予定日数で按分した金額に運転経費を加えた額）（いずれも過去1年以内のものに限る。）等合理的かつ現実的な額を「リース元名」の欄に当該機械リース部門に関する事項を、それぞれ記載する。

添付書類

- 1 機械リース予定業者が押印した見積書及び予定業者の取引実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理的かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。
- 2 本様式の「リース元名」の「入札者との関係」欄に記載した関係を証明する規約、登録書等を添付する。
- 3 自社の機械リース部門からリースを予定している場合は、本様式に記載した機械をリースしていることを確認できる書面のほか、自社の機械リース部門が第三者と取引した際の実績額又は原価（いずれも過去1年以内のものに限る。）など本様式の「単価」欄の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写し、原価計算書等を添付する。

様式10-1 労務者の確保計画

記載要領

- 1 自社労務者と下請労務者とを区別し、自社労務者については労務単価、員数とも（）内に外書きする。
- 2 「労務単価」の欄には、経費を除いた労務者に支払われる予定の日額賃金の額を記載する。自社労務者に係る労務単価については、契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合にあっても、当該自社労務者に支払う予定の賃金の額を記載する。
- 3 「員数」の欄には、使用する労務者の延べ人数を記載する。
- 4 「下請会社名等」の欄には、労務者を使用する下請会社名、入札者と当該下請会社との関係を記載する。（例）協力会社、同族会社、資本提携会社等
また、取引年数を（）書きで記載する。

添付書類

- 1 本様式に記載した自社労務者が自社社員であることを証明する書面及び過去3月分の支払給与実績等が確認できる給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。
- 2 自社労務者を資格の保有が必要な職種に充てようとするときは、その者が必要な資格を有していることを証明する書面を添付する。
- 3 下請予定業者が使用する労務者に係る労務単価の見積額が、合理的かつ現実的な金額であることを明らかにした書面は様式4の添付資料として提出する。

様式10-2 職種別労務者配置計画

記載要領

- 1 本様式には、様式10-1の計画により確保する労務者の配置に関する計画を記載する。
- 2 「配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の50職種のうち必要な職種について記載する。

添付書類

本様式に記載した自社労務者の職種ごとの配置計画を添付する。

様式11 建設副産物の搬出地

記載要領

- ~~1 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。~~
- ~~2 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。~~

添付書類

- ~~1 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。~~
- ~~2 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。~~

様式 1 2 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

記載要領

- ~~1 本様式は、様式 11 に記載した建設副産物の搬出、工事箇所への資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に関する事項のうち、入札者が直接運搬に関する契約を締結しようとする運搬予定者に係るものについて記載する。~~
- ~~2 「運搬予定者」の欄には、入札者が運搬を直接委託する予定の相手方を記載する。~~
- ~~3 本様式の作成に当たっては、建設副産物の搬出、資材等の搬入、仮置き場との間の土砂運搬等に区分して記載するものとし、それぞれの記載の間に空白行を設けるものとする。~~
- ~~4 様式 11 に記載した建設副産物の搬出については、建設副産物及び受入れ予定箇所ごとの運搬計画を記載するものとし「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、様式 11 に記載した建設副産物の受入れ予定箇所を記載する。~~
- ~~5 資材等の搬入については、契約対象工事における資材等の使用目的ごとに運搬計画を記載するものとし「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、当該資材等を用いる工事内容の予定を記載する。~~
- ~~6 仮置き場との間の土砂運搬等については、土砂等の仮置き場ごとに運搬計画を記載するものとし「受入れ予定箇所又は工事理由」の欄には、土砂等の仮置き場の予定地を記載する。~~
- ~~7 「運搬予定者への支払予定額」の欄には、入札者が「運搬予定者」欄に記載の者と締結する予定の契約における単価で、当該運搬予定者が取引した実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。~~

添付書類

- ~~1 建設副産物の種類及び受入れ予定箇所ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。~~
- ~~2 搬入する資材等の種類及び搬出元ごとの運搬経路が確認できる地図等を添付する。~~
- ~~3 仮置き場との間の土砂運搬等に係る運搬経路が確認できる地図等を添付する。~~
- ~~4 本様式に記載の運搬予定者が押印した見積書及びその運搬予定者の取引実績（過去 1 年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。~~

様式 1 3 - 1 品質確保体制（品質管理のための人員体制）

記載要領

- ~~1 本様式には、工事の品質管理を行うための人員体制全般に関する事項のうち、様式 13-2 で記載する品質確保のための各種試験等に要する体制及び様式 13-3 で記載する出来形管理のための検査体制に関する事項以外の事項について記載する。~~
- ~~2 「諸費用」の欄は「実施事項」の欄に記載した品質管理のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれかに計上しているかを記載する。~~
- ~~3 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払われる予定の賃金の額を記載する。~~

添付書類

1 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

— また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

2 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合においては「氏名」欄の者に対して「立場」欄の業務を行う対価として支払った過去3月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。

— 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、下請予定業者が負担する場合においては、下請予定業者が過去1年以内に本様式に記載した品質管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する（上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去3月分の給与明細書又は労働基準法第108条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）

様式13-2 品質確保体制（品質管理計画書）

記載要領

1 本様式には、工事の品質確保のための各種試験等に要する体制のうち、様式13-3で記載する出来形管理のため検査体制に関する事項以外の事項について記載する。

2 「諸費用」の欄は「品質管理項目」の欄に記載した品質確保のための各種試験に要する費用について記載するものとし、当該試験に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該試験に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

— 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが、様式2-2に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

— また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式13-3 品質確保体制（出来形管理計画書）

記載要領

- 1 本様式は、工事の品質確保のために行う出来形管理の検査体制に関する事項について記載する。
- 2 「諸費用」の欄には「出来形管理項目」の欄に記載した出来形管理のための各種検査に要する費用について記載するものとし、当該検査に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該検査に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式14-1 安全衛管理体制（安全衛生教育等）

記載要領

- 1 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。
- 2 「諸費用」の欄は「実施内訳」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を「計上した工種等」の欄には様式2-2の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類

本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式2-2に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

様式14-2 安全衛管理体制（点検計画）

記載要領

- 1 本様式は、工事に係る安全衛生管理のために行う危険個所の点検に関する計画について記載する。

2 「諸費用」の欄は「点検対象」、「対象交換」及び「時期・頻度」の欄に記載した点検を実施するために要する費用について記載するものとし、当該点検に要する費用を積算内訳書上見込んでいる場合に「見積額」の欄には当該点検に要する費用の総額を、「計上した工種等」の欄には様式 2-2 の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

3 「諸費用」の「技術者単価」の欄には、経費を除いた技術者に支払う賃金の額を記載する。
添付書類

1 本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが様式 2-2 に明示されていないときは「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去 1 年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性・現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

2 本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を、入札者（元請）が負担する場合にあっては「点検実施者」欄の者に対して支払った過去 3 月分の給与実績等が確認可能な給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写し等を添付する。本様式の「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載された金額を下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去 1 年以内に本様式に記載した安全衛生管理体制と同様の体制を確保した際の実績のある技術者単価が確認できる契約書等（経費内訳ごとの金額を明らかにしたもの）を添付する。（上記の契約書等の書面に代えて、その下請予定業者が技術者に支払った給与の実績が確認できる過去 3 月分の給与明細書又は労働基準法第 108 条の規定に基づく賃金台帳の写しでも差し支えない。）

様式 15 施工体制台帳

記載要領

- 1 本様式は、様式 4 における下請予定業者の担当工事について記載する。
- 2 契約対象工事の施工に当って事業協同組合による施工を予定している場合は、担当する組合員及び担当工事について記載する。

添付書類

事業協同組合による場合は、構成組合員が確認できる資料を添付する。

様式 16 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

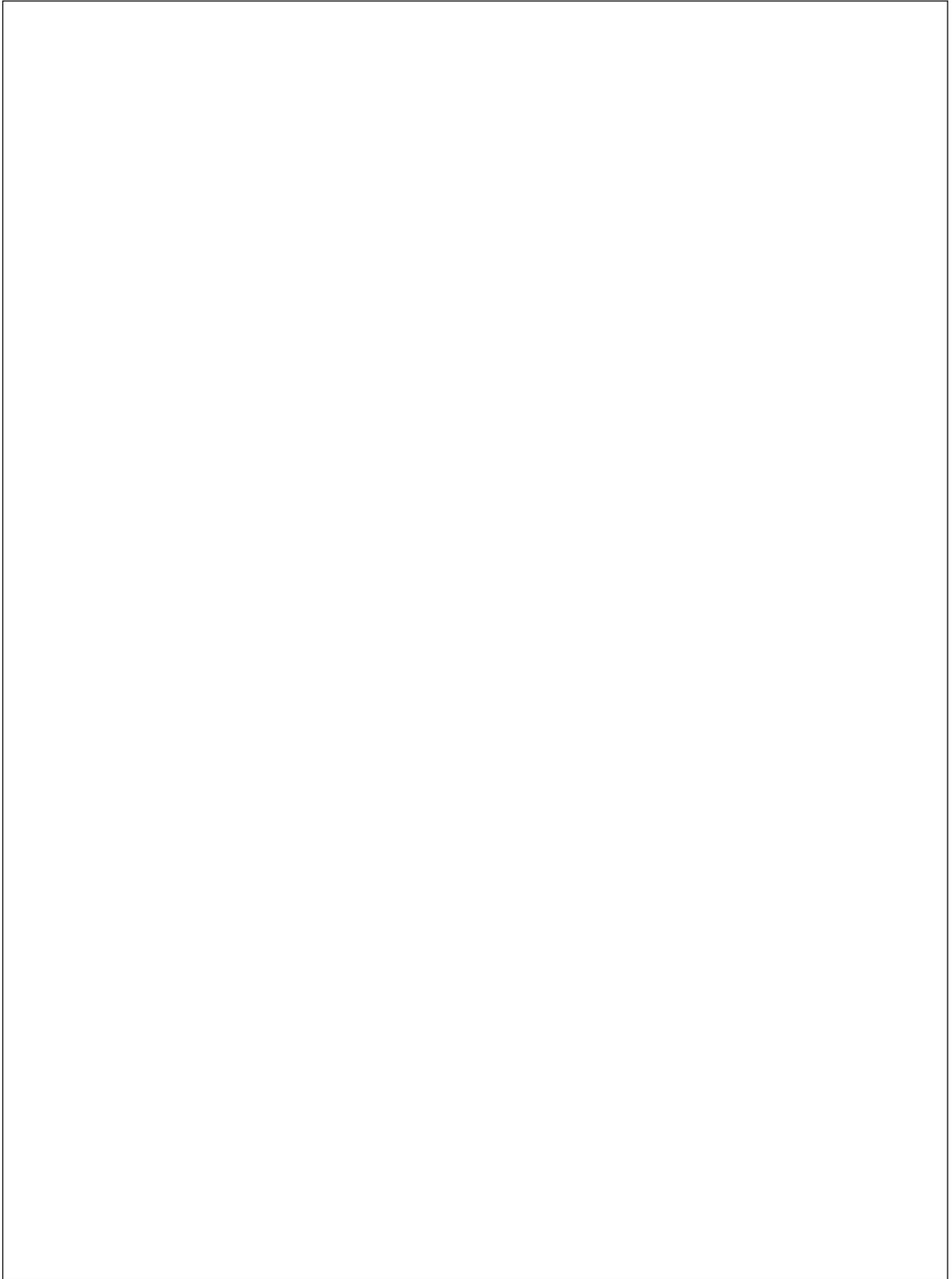
記載要領

- 1 本様式は、過去 5 年間に元請として施工した同種工事の実績について記載する。この際、低入札価格調査の対象となった都市機構発注工事の実績を優先して記載するものとし、その数が 20 を超えるときは、判明している落札率の低い順に 20 の工事の実績を選んで記載する。
- 2 工事ごとの予定価格、工事成績評定点を記載する。ただし、予定価格が公表されていない場合、工事成績評定点が通知されていない場合等は、この限りでない。

以上

様式 1

当該価格で入札した理由



積算内訳書(兼)コスト縮減額算定調書①

工事名					
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額 (円)	VE提案等による 縮減額 (円)	備考
直接工事費					
共通仮設費					
共通仮設費					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等					
工事価格					

様式2-2

内訳書に対する明細書(兼)コスト削減額算定調書②

工事区分・工種・ 種別・細目	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	VE提案等による 削減額 (円)	備考

様式3

VE提案等によるコスト縮減額調書

コスト縮減票(1)	縮減額(円) :
コスト縮減票(2)	

様式4

下請予定業者等一覧表

発注者名 工事名称	
--------------	--

工期	自 年 月 日 至 年 月 日
----	--------------------

請負金額(税込)	
----------	--

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

下請 工事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)	円	
工期	年月日～年月日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
納期	年月日～年月日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年月日～年月日	

労務	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年月日～年月日	

資材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
納期	年月日～年月日	

機械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年月日～年月日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	円
工期	年月日～年月日	

資材	納入内容	
	会社名	手持ち資材
	代金額(税込)	円
納期	年月日～年月日	

機械	リース機械	
	会社名	自社手持ち
	代金額(税込)	円
工期	年月日～年月日	

交通誘導員	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	円
工期	年月日～年月日	

様式5

配置予定技術者名簿

区分	氏名	資格	取得年月日	免許番号 交付番号
監理技術者				
主任技術者				
現場代理人				

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

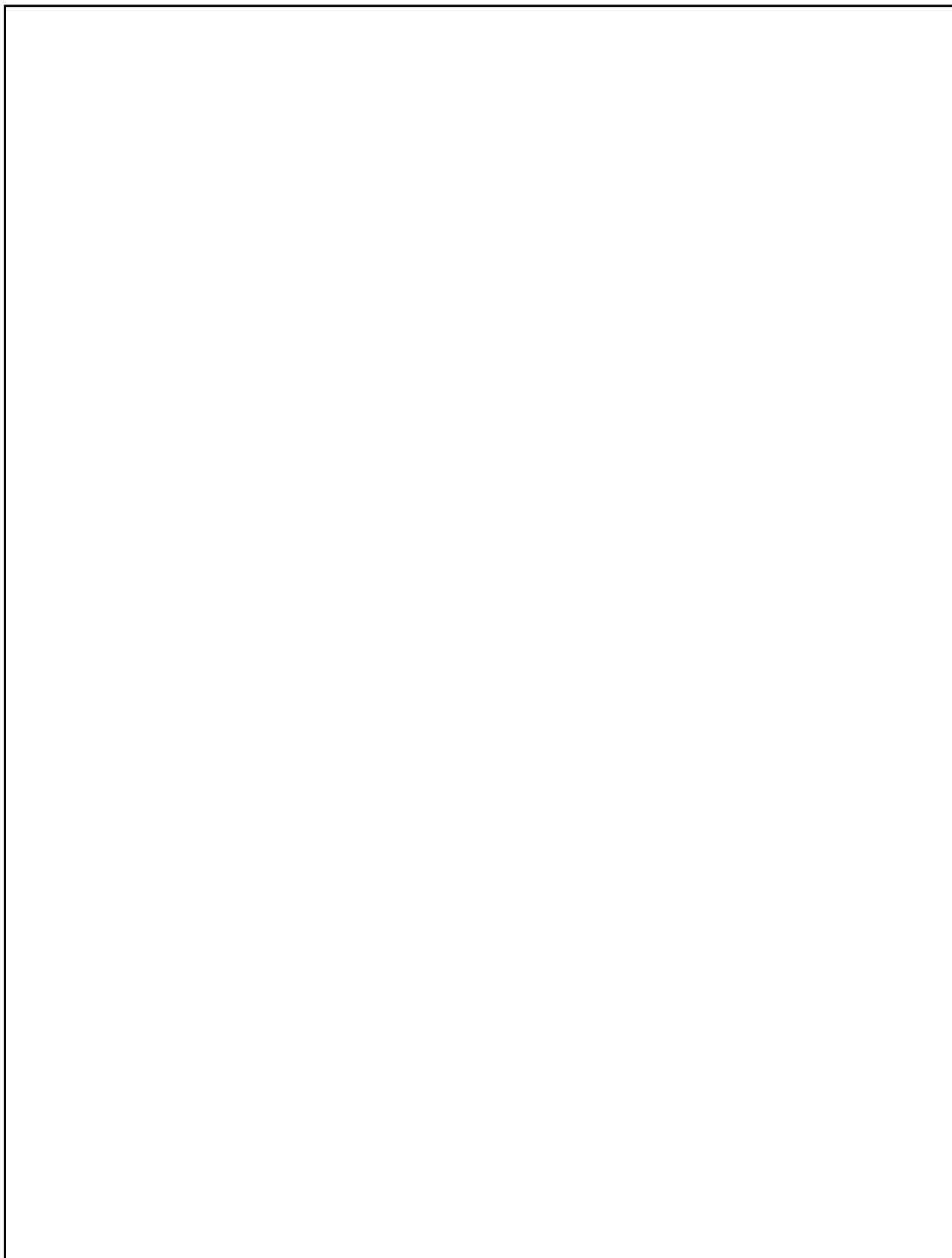
工 事 名 (工 事 地 先 名)	発注者名	工 期	金 額	備 考
				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

手持ち工事の状況(対象工事関連)

工 事 名 (工 事 地 先 名)	発注者名	工 期	金 額	備 考
				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式7

契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係



手持ち資材の状況

品名	規格・型式	単位	手持ち数量	本工事での使用予定量	単価(原価)	調達先(時期)

様式8-2

資材購入予定先一覧

工種別	品名規格	単位	数量	単価	購入先名		
					業者名	所在地	入札者との関係 (取引年数)

様式 9 - 1

手持ち機械の状況

工種・種別	機械名称	規格・型式 能力・年式	単位	数量	メーカー名	単価 (原価)	専属的使用 予定日数

様式9-2

機械リース元一覧

工種 種別	機械 名称	規格・型 式 能力・年 式	単位	数量	メーカー名	単価	リース元名		
							業者名	所在地	入札者との関係 (取引年数)

労務者の確保計画

工種	職種	労務単価 (円)	員数 (人)	下請会社名等 (取引年数)

様式10-2

工種別労務者配置計画

工種	種別	配置予定人数								計	
		世話役	普通作業員	特殊作業員	配管工	電工	運転手 (一般)

様式11

建設副産物の搬出地

建設副産物	数量 (?)	受入れ予定箇所	受入れ会社	受入れ価格 (単価)	運搬距離 (km)	備考

建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

品名	運搬予定者	規格・型式	単位	数量	使用予定量 (台数)	受入れ予定箇所 又は工事理由	運搬距離 (k m)	運搬予定者への 支払予定額 (円/日・台当たり)	備考

品質確保体制(品質管理のための人員体制)

区分(元請・下請)	立場	会社名所属	氏名	資格	実施事項				諸費用					備考		
					実施内容	実施方法	頻度	対象	費用計上の有無	費用負担(元請・下請)	計上した工種等	見込額	技術者単価(千円)		数量	

品質確保体制(品質管理計画書)

施工箇所	工種	品質管理項目					諸費用							試験実施(委託)者			品質管理責任者			備考		
		試験項目	試験方法	実施時期 (実施頻度)	基準及び 規格値	外部委託 の有無	費用計上 の有無	費用内容	費用負担 (自・7他)	計上した工種 等	見込額	単価 (千円)	数量	元請・下 請区分	会社名 所属	立場	責任者	会社名 所属	立場		試験結果 確認方法	

品質確保体制(出来形管理計画書)

施工箇所	工種	出来形管理項目					諸費用							検査実施(委託)者			品質管理責任者			備考			
		検査項目	検査方法	実施時期 (実施頻度)	基準及び 規格値	外部委託 の有無	費用計上 の有無	費用内容	費用負担 (自・7他)	計上した工種 等	見込額	単価 (千円)	数量	元請・下 請区分	会社名 所属	立場	責任者	会社名 所属	立場		検査結果 確認方法		

様式14-1

安全衛生管理体制(安全衛生教育等)

実施事項	実施内容	実施頻度及び 所要時間	実施責任者			参加予定者		諸費用						適用法令等	備考	
			元請・下請 区分	会社名 所属	立場	元請	下請	費用計上 の有無	費用内容	費用負担 (元請・下請)	計上した工種 等	見込額	単価 (千円)			数量

様式14-2

安全衛生管理体制(点検計画)

点検項目	点検対象	対象区間	時期・頻度	点検実施者			諸費用						適用法令等	備考		
				元請・下請 区分	会社名 所属	立場	費用計上 の有無	費用負担 (元請・下請)	計上した 工種等	見込額	技術者単価 (千円)	数量				

施 工 体 制 台 帳

[会 社 名] _____

[事 業 所 名] _____

建設業の 許 可	許可業種	許可番号			許可（更新）年月日			
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	年	月	日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号	年	月	日

工事名称 及び 工事内容								
発注者名 及び 住所	〒							
工 期	自	年	月	日	契 約 日	年	月	日
	至	年	月	日				

契 約 営 業 所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険 等の加入 状況	保険加入の 有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入	未加入	加入	未加入	加入	未加入
	適用除外		適用除外		適用除外		
	事業所 整理記号等	区 分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
	下請契約						

発注者の 監督員名		権限及び意見 申出方法	
--------------	--	----------------	--

監督員名		権限及び意見 申出方法	
現 場 代理人名		権限及び意見 申出方法	
監 理 技術者名	専任 非専任	資 格 内 容	
専 門 技術者名		専 門 技術者名	
	資 格 内 容	資 格 内 容	
	担 当 工事内容	担 当 工事内容	

施工体制台帳 様式

<標準例>

<<下請負人に関する事項>>

会社名			代表者名		
住 所 電話番号	〒 (TEL - -)				
工事名称 及び 工事内容					
工 期	自	年	月	日	契約日
	至	年	月	日	年
					月
					日

建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許 可 (更新) 年 月 日	
	工 事 業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年	月 日
	工 事 業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年	月 日

健康保険 等の加入 状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入					
	適用除外		適用除外		適用除外		適用除外
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名		
権限及び 意見申出方法		
※主任技術者名	専任 非専任	
資 格 内 容		

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資 格 内 容	
担当工事内容	

様式 17

確 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 竹内 英雄 殿

請負者 住 所
受注者 名 称
代表者 印

契約対象工事名 R 7 - 美浜町運動公園施設整備工事

今般、上記工事を金_____円の入札しましたが、実施にあたっては図面、仕様書等を熟知のうえ、工事が粗雑にならないよう施工することはもとより、工事内容を変更し又は追加工事をする必要がある場合においては、誠意をもってこれに対応します。

また、契約数量の変更についても、現契約率に基づく協議に応じることと、追加工事についても、今回の契約の査定（落札率）を勘案されることを了承いたします。

なお、建設業法違反、賃金不払い、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せすることは致しませんし、下請代金の支払遅延をしないことも併せて確約いたします。

別添1

図面等交付申込書

申込日：令和 年 月 日

工事件名		R 7 - 美浜町運動公園施設整備工事
申 込 者	貴社名	
	御住所 (送付先)	〒
	御連絡先 (電話番号)	
	御担当者名	
備考		

申込先 独立行政法人都市再生機構中部支社
総務部 経理課

Fax 052-238-9277

Tel 052-238-9113

特定建設工事共同企業体協定書等の作成の手引き

「共同請負入札参加資格審査申請書」「特定建設工事共同企業体協定書」はこの手引きをよくご覧になって作成して下さい。

なお、ご不明な点がございましたら中部支社経理課まで、お問い合わせ下さい。

1 共同請負入札参加資格審査申請書 …………… [別添様式 1]

- (1) 日付
共同企業体結成の日とします。なお、協定書、委任状の日付もこの日付で作成して下さい。
- (2) 建設工事共同企業体名
構成員の社名を記載して下さい。なお、社名は省略が可能です。
(例) ㈱〇〇工業・△△建設㈱が構成員の場合
「〇〇・△△建設工事共同企業体」となります。
- (3) 代表者住所、名称、氏名
共同企業体の代表者の社名等を記載して下さい。
- (4) 工事名は応募する工事件名を記載して下さい。
(例) この度、連帯責任によって〇〇団地第△次◇◇建設工事（追加工事を含む）の共同施工を行うため、……………

2 特定建設工事共同企業体協定書 …………… [別添様式 2]

- (1) 第 1 条第一号 ……工事名
応募する工事件名を記載して下さい。
※ 上記 1. (4) と同じ
- (2) 第 3 条 ……事務所の所在地
番地まで記載して下さい。
- (3) 第 5 条 ……構成員の住所及び名称
構成員全員（代表者を含む）の住所、名称（受任した支店等の場合はその支店等）を記載して下さい。
- (4) 第 6 条 ……代表者の名称
企業体の代表者を記載して下さい。受任した支店等まで記載する必要はありません。
- (5) 第 8 条 ……構成員名称、出資の割合
構成員の名称を記載して下さい。受任した支店等まで記載する必要はありません。各構成員の出資の割合は 2 社の場合は 20%以上としてください。ただし、代表者の出資の割合は構成員中最大になるようにして下さい。
- (6) 第 11 条 ……取引金融機関
企業体としての取引銀行名、本支店名を記載して下さい。

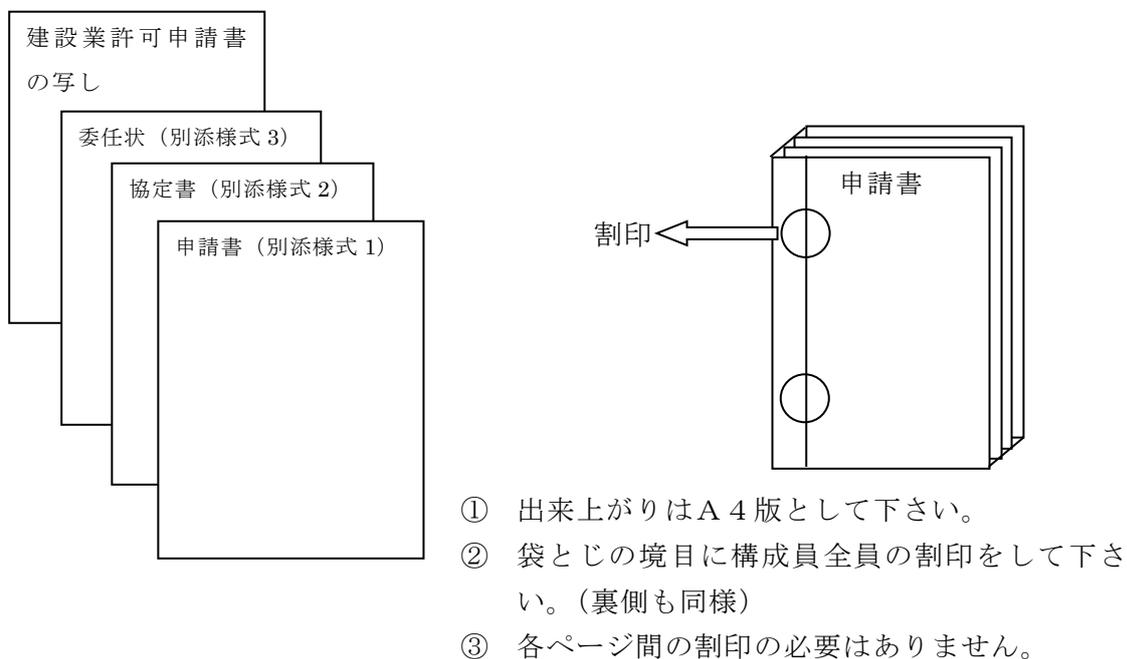
3 委任状 …………… [別添様式 3]

応募する工事件名を記載して下さい。

4 綴り方等

作成した書類は図のように綴り、左側を袋とじて下さい。なお、これらの書類には収入印紙を添付する必要はありません。

また、申請書は**A 4 版**で作成して下さい。



【注意】

上記の袋とじ書類は「共同請負入札参加資格審査申請書」に関するものであり、上記書類以外の資料は袋とじする書類に含めないで下さい。

(別添様式1)

共同請負入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 竹内 英雄 殿

(共同企業体の名称) ○○・○○建設工事共同企業体
代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

この度、連帯責任によって(工事名称) R7-美浜町運動公園施設整備工事の共同施工を行うため、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び委任状を添えて、当該工事の一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

以 上

(別添様式2)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 独立行政法人都市再生機構発注に係るR7-美浜町運動公園施設整備工事(当該工事内容の変更に伴う工事及び追加工事を含む。以下、単に「建設工事」という。)の請負
- 二 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、〇〇建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。
(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。
(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 〇〇%
〇〇建設株式会社 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行△△支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事完成の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退したものがあるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを順用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第19条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社ほか1社は、上記のとおり〇〇建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

(別添様式3)

委 任 状

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構中部支社
支社長 竹内 英雄 殿

(共同企業体の名称) ○○○○建設工事共同企業体

共同企業体 住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名 印

共同企業体 住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名 印

私は、次の共同企業体代表者を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構との（工事名称）
R 7－美浜町運動公園施設整備工事の契約について、下記の権限を委任します。

受 任 者 住 所
共同企業体代表 商号又は名称
代表者氏名 印

記

(委任事項)

- 1 見積及び入札について
- 2 契約に関すること
- 3 支払金の請求及び領収について

以 上